## 弥生町三丁目周辺地区

# 防災 まちづくりニュ



## 弥生町三丁目地区が不燃化特区に指定されました!!

弥生町三丁目周辺地区(裏面図参照)が、東京都「木密地域不燃化 10 年プロジェ クト」の「不燃化推進特定整備地区(不燃化特区)」に指定されました。

この指定により、中野区では、地区の防災性を向上させるため、一部道路の拡幅整 備などによる「避難経路ネットワークの形成」、「都営川島町アパート跡地の活用」及 び、「建物の不燃化促進」を進めます。そのための「まちづくりのルールの導入」に ついても地域の皆さまと検討を行っていく予定です。

これらについては、今後計画をまとめ、関係する皆さまに説明会等でお知らせします。

## 不燃化特区内で固定資産税・都市計画税の減免が受けられます

不燃化特区の指定地域内で、①住宅を建替えた場合の建物や、②老朽住宅除却後の 土地について、一定の要件を満たす場合、申請により固定資産税・都市計画税の都税 の減免が受けられます。

#### ◆減免の対象

- ① 木造家屋等から耐火建築物または準耐火建築物へ建替えた住宅 (平成 25 年 6 月 28 日以後に取壊し、平成 32 年 12 月 31 日までに新築したもの)
- ② 老朽住宅除却後の更地(十地) (平成25年8月15日から平成32年12月31日までの間に除却したもの)

#### ◆主な要件

- ①は、木造又は軽量鉄骨造の建物から、耐火建築物または準耐火建築物への建て替えで、 居住部分の割合が2分の1以上であること。 など
- ②は、除却前に区から防災上危険な老朽建築物であると認定を受けていること。 防災上有効な空地として、適正に管理されていると区の証明を受けていること。など
- ◆減免される税額・割合
- ①は、新築した住宅に対する固定資産税・都市計画税の全額
- ②は、住宅を除却した後の土地にかかる固定資産税・都市計画税の8割
- ◆減免される期間
- ①は、新たに課税される年度から5年間
- ②は、老朽住宅を除却した翌年から最大5年間

#### ◆お問い合わせ先

固定資産税・都市計画税の減免については中野都税事務所へお問い合わせ下さい。 ただし、②の減免申請には事前に中野区の老朽住宅の認定と適正管理の証明が必要 となります。認定、証明については、以下の中野区担当へお問い合わせ下さい。

中野都税事務所・・・固定資産税係

**5** 03-3386-1116

中 野 区・・・・・地域まちづくり分野 🛣 03-3228-8774

※ 減免についての詳細は、区のHP、パンフレットをご覧ください。

## 測量作業を行っています

地区の「避難経路ネットワーク」として予定している道路の線形等の検討を目的として、これら道路と沿道 20mの範囲を基本に現況測量を実施しています。

測量作業は原則的に道路上で行いますが、塀等により敷地内の構造物等が道路から 測量できない場合は、事前にお住まいの方のご了承を頂いたうえで敷地に立ち入らせ ていただく場合があります。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

#### ◆作業スケジュール



※天候等の影響でスケジュールが変更となる場合があります。

## 不燃化特区と測量対象路線の範囲



## 不燃化特区のイメージキャラクター決定!

不燃化特区のイメージキャラクターが決まりました。 名前は「トックン」です。どうぞよろしくお願いします。

「トックン」です。 よろしく お願いします!

## お問い合わせ

中野区 都市基盤部 地域まちづくり分野 弥生町まちづくり担当

TEL 03-3228-8774 FAX 03-3228-8943

E-mail:tiikimatidukuri@city.tokyo-nakano.lg.jp 中野区HP「弥生町まちづくり」で検索